

まん延防止等重点措置を踏まえた支援策

1. 時短要請等の対象となる飲食店等向け支援

地方創生臨時交付金の協力要請推進枠

[☞詳細はこちらをクリック](#)

まん延防止等重点措置地域(又は緊急事態措置を実施すべき地域)

中小企業：**売上高に応じて1日4～10万円**（20時までの時短要請の場合）等

※4月22日以降は、1日3～10万円。ただし、4月21日までに、まん延防止等重点措置として時短要請を行った場合、当該まん延防止等重点措置期間に限り、3万円を**4万円**とする。

大企業：**売上高減少額に応じて1日最大20万円**（中小企業も選択可能）

それ以外の地域 1日**4万円**（21時までの時短要請の場合）

※4月22日以降（全国の時短要請終了まで）、**売上高に応じて1日2.5～7.5万円**（大企業や大企業方式を適用する中小企業は1日最大20万円）。ただし、1日2万円も可。

なお、4月21日までに時短要請を行った場合、5月5日までの間は経過措置として1日**4万円**。ただし、4月22日以降、まん延防止等重点措置区域となった都道府県においては、その他地域は**1日2.5～7.5万円**。

2. 飲食店の時短営業等により影響を受ける事業者向け支援

まん延防止等重点措置（飲食店の時短営業）の影響を受ける者への支援

[☞詳細はこちらをクリック](#)

対象地域における時短営業を行う飲食店と取引

➡ 2019年比又は2020年比で対象月の売上が50%以上減少の場合、
法人**20万円/月**、個人**10万円/月**を上限に支援

3. 雇用の維持

雇用調整助成金

[☞詳細はこちらをクリック](#)

大企業：①重点措置対象地域の知事による基本的対処方針に沿った要請を受けて時短営業等に協力の飲食店等【地域特例】

②最近3か月の売上等が月平均で前(々)年同期と比べ30%以上減少
【業況特例（地域・業種問わず）】

中小企業：4月まで → 地域・業種問わず

5月以降 → 上記の①地域特例、②業況特例に該当

※緊急事態宣言及びその解除を踏まえた支援策は別途ご案内しています

休業手当等負担額を

日額上限**15,000円**、助成率最大**10/10**助成

➡ ①地域特例については、まん延防止等重点措置の解除月の翌月末まで適用（予定）